

鳥羽市空き家バンク制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市における空き家等の有効活用を通して定住及び商業活動の促進による地域の活性化を図るため、鳥羽市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する建物その他の工作物及びその敷地並びに建築に適当な面積を有している空き地（農林業用地を除く。）で、常時無人又は使用されていない状況にあるものをいう。ただし、所有者が事業として賃貸、分譲等の用途に供する建物及び土地は除く。
- (2) 所有者 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売却、賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録)

第4条 空き家バンクによる空き家等の登録を受けようとする所有者は、「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）、「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）及び誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 空き家等が、第2条第1号の要件を満たしていないもの
- (2) 空き家等の所有者が、第2条第2号の要件を満たしていないもの
- (3) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの

3 市長は、必要に応じて当該空き家等の空き家バンクへの登録の適否について実地に調査することができる。

4 申込者（以下「登録者」という。）は、前項の調査に協力するものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）を登録者に交付するものとする。

6 市長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、登録者の住所、氏名、電話番号等の個人情報を除き、鳥羽市ホームページに掲載し周知するものとする。

（登録事項の変更）

第5条 前条第5項の規定による登録完了通知書の交付を受けた登録者は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書（様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクによる空き家等の登録を取り消すことができる。

- (1) 空き家等に関する所有権その他権利に異動があったとき。
- (2) 空き家等の登録に関して不正や偽りなどが判明したとき。
- (3) 空き家バンク登録取消願書（様式第6号）の届出があったとき。
- (4) 利用登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により空き家バンクによる空き家等の登録を取り消したときは、空き家バンク登録台帳から削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第7号）を登録者に通知するものとする。

（利用の申請要件）

第7条 空き家バンクの情報を受け、空き家等を利用しようとする利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活しようとする者

(2) その他市長が適当と認めた者

(利用希望者の利用申込み等)

第8条 利用希望者は、空き家バンク利用希望申込書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、登録者の代理又は媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に情報を提供するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、登録者と利用希望者の空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、登録者は、市が媒介に関し協定を締結している宅地建物取引業協会等に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

3 登録者は交渉の結果について、交渉結果報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。ただし、媒介業者に依頼している場合は「鳥羽市空き家バンク制度実施に伴う媒介等の協定」による報告に替えることができる。

(個人情報の保護)

第10条 空き家バンク制度実施に関する個人情報の取扱いについては、鳥羽市個人情報保護条例(平成17年鳥羽市条例第22号)に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月1日から施行する。